

家賃債務保証会社の利用実態調査

平成27年1月7日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、家賃債務保証会社の利用実態調査を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

家賃債務保証会社の利用実態調査

(2) 事業目的

本調査は、家賃債務保証会社の利用の実態を把握し、家賃債務保証事業の適正な運営の確保や住宅確保要配慮者等の居住の安定の確保のために必要な諸施策の検討に活用するための資料を得ることにより、家賃債務保証業の適正化、住宅確保要配慮者等の居住安定化の推進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

家賃債務保証会社を利用する借借人及び賃貸人の基本的属性、家賃債務保証会社の利用状況等を借借人、賃貸人それぞれにアンケート等の手段によって調査を行い、資料としてまとめる。併せて、家賃債務保証会社に対してもアンケート等の手段によって業務の実態調査を行い、資料としてまとめる。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成27年1月下旬 ～ 平成27年3月24日(火)

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

以下の要件を全て満たす事業者とする。

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 本調査のために提供された情報については、本調査以外での使用をしないこと。
- 特に機密性が高い情報については、その閲覧対象者を限定するなどの秘密保持に係る体制を構築すること。その他、情報の取扱いについては、国土交通省の指示に従うこと。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 家賃債務保証係
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39-864)
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail sakashita-m2sk@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 平成 27 年 1 月 7 日 (水) から平成 27 年 1 月 16 日 (金)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交。

説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成 26 年 1 月 19 日 (月) 18 時 00 分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) の場合は 3 部、電送又は電子メールの場合は 1 部 (電送又は電子メールの場合には着信を確認すること)。

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力 1 メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は 3. (1) に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- (6) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (7) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (8) 詳細は説明書による。